

# 高槻アマチュア無線クラブ会則

## 第1章 総 則

第1条 本会は、高槻アマチュア無線クラブと称する。  
 第2条 本会は、事務所を会長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、アマチュア無線の技術向上並びに災害非常通信に役立つことを目的とする。  
 第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
 (1) アマチュア局の開設及び運用  
 (2) アマチュア無線に関する調査研究  
 (3) アマチュア無線に関する資料の収集  
 (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 則

第5条 本会の会員は、正員・準員の2種とする。  
 2 会員は、高槻市に在住又は勤務するアマチュア無線に興味を持つ者とする。  
 但し、高槻市外に在住する者であっても役員会の承認を得て会員となり得る。  
 3 正員は、アマチュア局の操作を行う資格を有する者とする。  
 4 準員は、前項の資格者以外の者とする。  
 5 本会の会員は、JP3YDT局管理団体の構成員を兼ねる。  
 第6条 本会に入会しようとする者は、書面をもって申込まなければならない。  
 2 本会に入会しようとする者は、当該年度の3月分までの会費納入日をもって会員資格を得る。  
 第7条 本会の会員は次に掲げる会費を納入しなければならない。  
 2 (1) 会費は、1か月350円とする。  
 (2) 同居の家族が会員となった場合は、一家族400円とする。  
 (3) 青少年(4月1日の時点で18歳未満)の会員は、1か月100円とする。  
 3 納入済みの会費については、理由の如何にかかわらず返還しない。  
 第8条 会員は、次の事由によって資格を失う。  
 1. 退 会 2. 死 亡 3. 除 名  
 会員が、退会しようとするときは書面をもって届出なければならない。

会費を、1か月以上滞納したものは退会したものとみなす。

第9条 会員が、次の各号の一に該当する時は役員会の決議を経て、これを除名することができる。  
 (1) 電波法第79条による無線従事者の免許の取消を受けたとき。  
 (2) その他電波法令に違反した行為を行なったとき。  
 (3) 本会の事業を故意に妨害し、又は本会の名誉を毀損する行為があったとき。  
 (4) 引き続いて6か月以上の間、一切の行事に正当な理由、または届けなしに参加しないとき。  
 第10条 会員の権利は、相続又は譲渡できない。  
 2 総会における議決権は正員のみが有し、一人につき一票とする。  
 3 議決権は他の正員に委任して行使できる。  
 4 準員は総会において議決権を有しないが、意見をのべることができる。

## 第4章 役員及び顧問

第11条 本会に次の役員をおく。  
 理 事 10名  
 会 長 1名、副 会 長 1名、  
 書 記 1名、会 計 1名、  
 クラブ報 1名、アワード 1名、  
 広 報 2名、局 管 理 2名、  
 監 事 2名  
 2 理事及び監事は、総会において選出する。  
 3 理事のうち会長・副会長は、高槻市在住の正員の中から選出する。  
 4 本会の理事・監事は、JP3YDT局管理団体の役員を兼ねることができる。  
 第12条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。  
 副会長は、会長を補佐し、会長不在中はこれを代理する。さらに又、渉外業務を兼務する。  
 書記は、一般書記、事務の処理の任にあたる。  
 会計は、会計事務を処理する。  
 クラブ報は、クラブニュースの編集、発行の任にあたる。  
 アワードは、本会の発行するクラブ賞発行に関する全ての事務処理をする。  
 広報1名は、クラブニュースの発送及び対外的広報の任にあたる。他の1名は、定例会その他の案内の任にあたる。  
 局管理1名は、社団局免許手続き、交信証の発行の任にあたる。他の1名は、設備・機材の保守管理の任にあたる。

2 役員は、必要に応じて、役員の下に委員会を持つことができる。

委員は、会員中から役員が選び、会長が任命する。

第13条 監事は、会計及び役員職務を監査する。

第14条 役員任期は二年とし、総会において就任し、退任する。但し、再任を妨げない。

2 役員の中に欠員を生じたときは直ちに補充する。

3 補充された役員任期は前役員残任期間とする。

4 補充役員は定例会において選任する。

5 役員が任期満了前に退任しようとする時は役員会の承認を受けねばならない。

第15条 本会は、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員会の審理を経て委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応じ、役員会に出席して意見を述べるができる。

## 第5章 会 議

第16条 本会の会議は、総会・定例会及び役員会とする。

第17条 総会を分けて通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、会計年度終了後1か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 役員会が必要と認めたとき。

(2) 全会員の三分の一以上から会議の目的とする事項及び理由を記載した書面をもって要求があったとき。

第18条 総会に付議する事項は本会則において定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び収支決算

(2) 業務報告

(3) 会則の改廃

(4) 重要な財産の取得及び処分

(5) 会費に関する事項

(6) 解散

(7) その他重要な事項

第19条 総会は、正員の三分の一以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 総会の決議は、出席正員の過半数を以て行い、可否同数のときは、議長が決するところによる。

3 会則の変更及び解散の決議は、前項の規定にかかわらず出席正員の四分の三以上をもって議決しなければならない。

4 第10条の規定により議決権の行使を委任した会員は、本条の適用については出席したものとみなす。

第20条 会議は、議事録を残さねばならない。

第21条 本会の定例会は毎月1回とする。但、必要と認めるときは臨時例会を開く。

第22条 定例会は、第18条に規定する事業計画の遂行に伴う具体的或は詳細な事項の審議、日常の業務報告等の審議を行う。技術講習会、親睦会も定例会において行う。

第23条 会長は、総会及び定例会を招集するときは、会議の日から10日前に日時・場所及び会議の目的を示した書面をもって会員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

第24条 役員会は、役員をもって組織し、本会の業務の執行に必要な事項を審議決定する。

2 役員会は、役員二分の一以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 役員会の議決は、出席役員過半数をもって議決する。

## 第6章 資産及び会計

第25条 本会の資産は寄付財産、会費、寄付金及びその他の収入からなる。

2 本会の財産の管理及び運用は役員会の決議を経て会計が行う。

第26条 毎事業年度の予算は、当該年度開始前、役員会において作成し通常総会の承認を受けなければならない。

第27条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 補則及び付則

第28条 本会則に必要な規則は役員会が定める。

第29条 第7条第2項(1)及び(2)については令和7年4月1日から適用する。

第30条 本会則は、昭和34年1月25日から適用。

本会則は、下記の日により一部改訂。

昭34.12.20. 昭36.1.15. 昭38.1.20.

昭39.1.19. 昭39.7.11. 昭40.1.17.

昭43.1.21. 昭44.1.26. 昭45.2.1.

昭49.4.21. 昭50.4.6. 昭53.4.9.

昭46.1.31. 昭56.4.26. 昭58.4.24.

昭59.4.22. 平1.4.23. 平6.4.24.

平21.4.19. 平22.4.18. 平28.4.18.

令5.4.23. 令6.4.13.